

【子どもの権利条約】（【児童の権利に関する条約】）

- 多くの子どもが犠牲となった二度に及ぶ世界大戦を経て、子どもの「生存（生きる権利）」 「発達（育つ権利）」 「保護（守られる権利）」 「参加（参加する権利）」 の4つを軸に子どもの権利を包括的に保障するため、国際的なルールとして定められたものが「子どもの権利条約」である。
- 日本は1994年（平成6年）に世界で158番目に、この条約の締約国となる。子どもの権利を国家の責任として保障し、子どもの権利に対する理解を社会全体に浸透させるよう努力する義務がある。

【子どもの権利＝人権】

- 子どもの権利を「わがまま」や「甘え」とみなすのは誤解である。様々な考えがあるものの…「人権」とは、人間が生まれながらにして誰もがもっている権利であり、国に与えられるものではなく、義務を果たさなければ認められないものでもない。この考え方は、人類が長い歴史において創り出した財産である。そして、「子どもの権利」は「子どもの人権」の全面的な擁護である。

【法とは】

- 「法律」「条約」「条例」…とは、過去の失敗を繰り返さないための、必要な権利と手続きを表示した文書である。子どもの権利をめぐる法を見れば、子どもがさらされている危険が見える。

【子どもの権利には、大人と異なる考慮が必要 ⇒ 子どもの最善の利益】

- 子どもも一人の人間であるにもかかわらず、子どもの権利保護のために特別な枠組みがつけられているのは、子どもが特別な保護が必要で、かつ「成長する」途上にある存在だから。
- 子どもの成長のために与えられる機会である保護（保育）や教育は、ときに当人の意思に基づかない場合がある。その際によって立つ原理が、「子どもの最善の利益」の実現である。子どもの権利を保障する大人が、考慮しなくてはならない。

【子どもの意見表明権】

- 自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与える全ての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解がその年齢及び成熟に従い、正当に重視される。
- 「見解」 = 自分の思い
- 意見表明権は子どもの参加権や自己決定権に繋がるものである。
- 子どもが権利行使の主体として成長・発達していくためには、子ども自身の思いや願いを大人に受け止めてもらいながら、自分の意志で人生を切り開いていく、経験を積むことが重要になってくる。

【国連子どもの権利委員会からの勧告】

- 自国の子どもの権利条約の実施状況について、締約国は国連子ども権利委員会（CRC）へ報告
 - 国連子ども権利委員会（CRC）は、報告を受け、実施状況を審査・検証、総括所見を示す。その中に今後の課題、必要な措置への提案、勧告などがある。
- 国連子ども権利委員会（CRC）は、日本が緊急の措置を取らなければいけない分野として、「差別の禁止」「子どもの意見の尊重」「体罰の全面的禁止」などを挙げている。

「日野市子ども条例」とは



「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」に基づき、日野市における子どもの権利を定め、保障、擁護することで、子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。

-
- ・ 子どもが一人の人間として成長していくために必要な権利を明示している
 - ・ 理想を定めているものではない
 - ・ 子どもが現実に直面している問題を、権利の視点から解決していくためのルールを定めている
⇒ ルールを共有することで問題を解決する

共有

「日野市子ども条例」（=子どもの権利）を共有する

- ・市は、市民の理解を深めるため積極的に広報活動に努める（第4条）
- ・市は、毎年7月1日を「日野市子ども条例の日」と定め、その趣旨にふさわしい事業を市民とともに行う（第10条）

権利侵害があまりにも一般化していると、
それを権利侵害と認識することは難しい



■単に条約の条文を文で伝えるということだけではなく、それぞれの立場でどういった振る舞いができるのかということ伝えていくということだと思う。その際に、例えば保育園、幼稚園、学校の先生、市の教育分野の方であるとかそういう教育を専門にされている方は、この条文をどう振る舞いに反映させていくのかというところの翻訳者になりうる。実際の一人ひとりの大人、子どもの振る舞いにどう繋げていくのかというのが、これから考えていくべきこと。

■保育園や小学校には、それぞれの伝え方がある。年齢ごとに思うことなどは違うので、そういうポイントを考えて伝えていく必要がある。

■一律に全員に浸透させるというのは非常に難しいし、受け取り方も価値観もみんな違うので、子どもの発達段階において表し方、表現の仕方、アピールの仕方は変えていくべきではないか。

■権利という言葉は固い。柔らかい言葉になると良い。

■どうにか分かりやすい、やさしい言葉で伝えられたいか。

■学校に通っている親が1番関心を持ちやすいところにいると思う。学校で毎年行われている道徳公開講座等で取り上げてはどうか。

■例えば出産された方にもお配りしているのか。子どもが赤ちゃんの頃にこれを見て、子どもの幸福を考えるとときに繋がるのではないか。世代別にとりか時期ごとに、子どもの幸せや子どもにとってどういったことが好ましいのかということ、意識していただくことが大事なのではないか。

■WEBで発信して定期的に目にする機会があるとか、広報にもたまに載せて目にする機会があると、なんだろうと気に留める人もいると思う。目にする機会を多くすることがみんなに知ってもらえることに繋がるのではないか。

解決

「日野市子ども条例」における解決の手法



個別に

- ・子どもが権利侵害（いじめ、虐待、その他の不利益）を受けた場合に、相談や救済を求めることができる体制の整備（第16条）

全体に

- ・日野市子ども条例委員会（第20条、第21条、第22条）
委員会は、**子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況**について検証を行い、市長に提言する。
⇒市、関係者は、委員会の活動に協力し、対応する（第22条）

■市が行っている色々なアンケートと、項目を紐づけて関連付けていけば、ある程度数値化できるものがあるのではないか。例えば「日野市子どもの生活実態調査（セーフティネットコールセンター）など。

●日野市の子どもに関連する計画

- ・「日野市基本構想・基本計画」「市民意識調査」（企画経営課）
 - ・「第4次日野市男女平等行動計画」（平和と人権課）

 - ・「第3次日野市食育推進計画」（健康課）
 - ・「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」（セーフティネットコールセンター）

 - ・「新！ひのっ子すくすくプラン～第2次日野市子ども・子育て支援事業計画～」（子育て課）

 - ・「第3次日野市学校教育基本構想」（学校課）
 - ・「第5次日野市特別支援教育推進計画」（発達・教育支援課）
 - ・「第4次日野市子ども読書活動推進計画」（図書館）
- など